

# 浦安市立日の出南小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

### (2) 学校及び職員の責務

- ①いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ②子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) いじめについて

#### ①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (2) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

##### ア いじめについての共通理解

- ・児童に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

##### イ いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。

##### 【豊かな心】

- ・意見の相違があっても、解決していける力、自分の言動が相手や周りにどのような影響をあたえるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

##### 【豊かなかかわり】

##### ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、児童の自己有用感を高める。【豊かな心・豊かなかかわり】

## ②いじめの早期発見のための措置

- ア 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築を図り、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう努める。
- イ 個人面談などの教育相談週間の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。
- ウ 生活実態全般にかかる調査やいじめに関するアンケートによる調査（年4回）を定期的を実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

## ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。

## ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

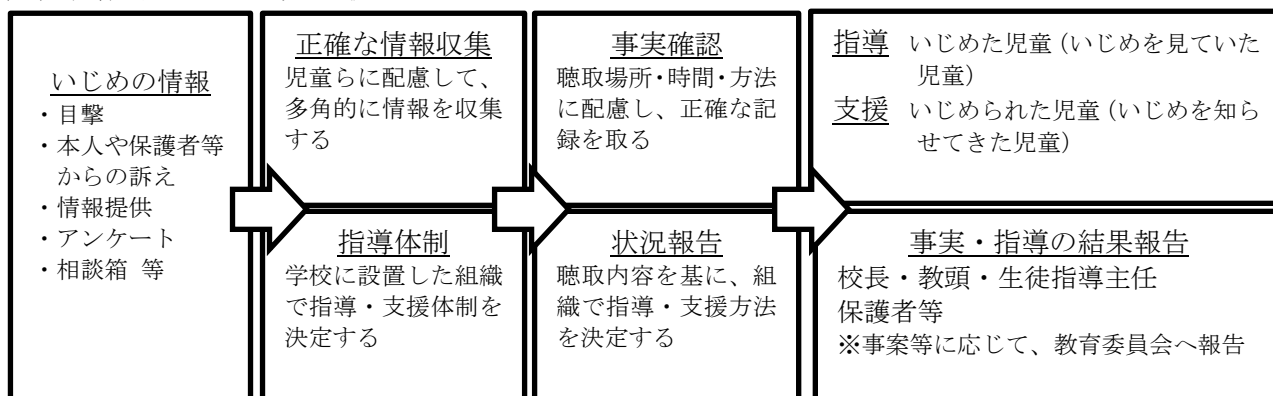
- ア インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、児童及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。
- イ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除に関する措置をとる。

## (3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「生徒指導部会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー等

## (4) 組織的ないじめ対応の流れ



## 4. 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。